

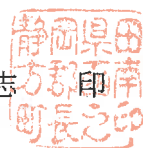


# 公 示 送 達 書

函 税 公 第 40 号

令 和 8 年 9 月 14 日

函南町長 仁科 喜世志



下記の送達すべき書類について、本人の住(居)所在不明のため(本人の住(居)所在への送達困難な事情があるため)送達できませんので、当町役場税務課に保管してありますから、御連絡があれば直ちに交付します。

地方税法第20条の2第1項の規定によりこの旨公示します。

## 記

| 送達を受けるべき方の氏名・名称 | 送達すべき書類の名称        | 備 考   |
|-----------------|-------------------|-------|
| 佐藤 伸子           | 令和8年度国民健康保険税納税通知書 | 43524 |
| 苫米地 隆良          | 令和8年度国民健康保険税納税通知書 | 56154 |
| 原 和博            | 令和8年度国民健康保険税納税通知書 | 54577 |
| 小池 健智           | 令和8年度国民健康保険税納税通知書 | 53538 |
| 川島 史訓           | 令和8年度国民健康保険税納税通知書 | 57584 |
| 田中 翔風汰          | 令和8年度国民健康保険税納税通知書 | 54828 |
| 小野 和人           | 令和8年度国民健康保険税納税通知書 | 52400 |
| 村上 亮            | 令和8年度国民健康保険税納税通知書 | 52213 |
| SHARKI PRAKASH  | 令和8年度国民健康保険税納税通知書 | 56383 |
|                 |                   |       |
|                 |                   |       |
|                 |                   |       |
|                 |                   |       |
|                 |                   |       |
|                 |                   |       |

注意 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、上記の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。